

建設工事の競争入札における入札金額見積内訳書の取扱い

久喜市発注の建設工事に係る入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは次のとおりとする。

1 内訳書の未提出

次の場合は内訳書の未提出として、指定した事項に反した入札とし、久喜市競争入札参加者心得第11条第11号の規定により当該入札を原則として無効とする。

- (1) 内訳書の全部が提出されていない場合
- (2) 内訳書の一部が提出されていない場合
- (3) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (4) 他の工事等の内訳書が提出された場合
- (5) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (6) 入札書を提出した者と異なる者の内訳書である場合

2 「不備な内訳書」

「不備な内訳書」は次のものとし、久喜市競争入札参加者心得第11条第5号の規定により、当該内訳書を提出した者の入札を原則として無効とする。

- (1) 他の業者の内訳書と一緒に提出された内訳書
- (2) 入札金額の記載のみで内訳の記載がない内訳書
- (3) 工事名、工事場所、入札参加者又は入札金額の欄に記載がない内訳書
- (4) 工事名、工事場所又は入札参加者に明らかな誤りがある内訳書
- (5) 入札書に記載した金額と異なる入札金額が記載された内訳書
- (6) 電子入札共同システムに入力された入札金額と異なる入札金額が記載された内訳書
- (7) 計算に誤りがある内訳書
- (8) 上記(1)から(7)以外で久喜市が「不備な内訳書」と判断した内訳書

3 不正行為の疑いが認められる場合

提出された内訳書に疑義があり不正行為が疑われる場合は、「久喜市談合情報対応要領」に基づき処理する。

- (1) 不正行為の疑いが認められる場合の例
 - ア 他の業者の内訳書が添付されている場合
 - イ 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を明らかに使用していると認められる場合
 - ウ その他、談合が推測される記載等がある場合

4 その他

- (1) 入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- (2) この取扱いは、平成27年4月1日以降に公告及び指名通知等を行う入札から適用する。